

参 考 资 料

ふくしまし健康づくりプラン2018策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふくしまし健康づくりプラン2018（以下「健康づくりプラン」という。）の策定について必要な事項を定める。

(内容)

第2条 健康づくりプランは、市民の健康に関する基本的な政策目標と重点課題を定める。

2 健康づくりプランは、平成24年度に策定した福島市健康増進計画「ふくしまし健康づくりプラン2013」における施策及び事業の評価を踏まえ計画の見直しを行うとともに、環境の変化に対応した新たな目標数値の設定等を行う。

(計画期間)

第3条 健康づくりプランの計画期間は、平成30年度を初年度として平成34年度までの5年間とする。

(健康づくりプラン策定組織の設置)

第4条 健康づくりプランの策定において、市民の健康づくりに関する計画の策定及び推進に関する重要事項を調査及び審議する福島市健康づくり推進協議会を活用する。

2 健康づくりプランの策定において庁内の意見を反映するため、健康づくりプラン庁内策定委員会を設置する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、健康づくりプランの策定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

2 ふくしまし健康づくりプラン2013策定要綱は廃止する。

福島市健康づくり推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 本市は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき定める福島市健康増進計画（以下「計画」という。）の策定や健康増進事業についての評価等、また市民の健康づくりの総合的かつ効果的な推進に関する事項を調査審議するため、福島市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の役割）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）計画の策定、推進及び評価に関すること。
- （2）計画の普及啓発に関すること。
- （3）その他福島市の健康づくり推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、20名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者の役職員等のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保健医療関係の代表者
- （3）教育関係の代表者
- （4）職域関係の代表者
- （5）地域の代表者
- （6）関係機関の代表者
- （7）その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第1号から第7号までに掲げる委員にあっては、その委員たるべき資格を失ったときは、前項の規定にかかわらずその職を失う。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(分科会)

第7条 協議会は、調査・審議等を行うため、分科会を置くことができる。

(事務局及び庶務)

第8条 事務局は、健康推進課、国保年金課、障がい福祉課、長寿福祉課、放射線健康管理課、こども政策課、こども育成課、保健体育課、生涯学習課において構成する。

2 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則

平成17年8月4日一部改正

附 則

平成19年7月5日一部改正

附 則

平成24年6月1日一部改正

附 則

平成24年11月1日一部改正

附 則

平成25年4月1日一部改正

附 則

平成27年4月1日一部改正

附 則

平成28年4月1日一部改正

『福島市健康づくり推進協議会』委員名簿

【任期】平成29年5月24日から平成31年3月31日

No.	団体役職等	委員名	備考
1	福島県立医科大学	公衆衛生学講座 教授	安村 誠司 会長
2	福島大学	人間発達文化学類 教授	安田 俊広
3	福島市医師会	会 長	岡野 誠 副会長
4	福島歯科医師会	会 長	鈴木 潤一
5	福島薬剤師会	会 長	本間 正幸
6	全国健康保険協会福島支部 (協会けんぽ)	企画総務部長	吉田 博文
7	福島県栄養士会県北支部	支部長	中村 啓子
8	県北保健福祉事務所	所 長	加藤 清司
9	福島地区小・中学校長会協議会	土湯小学校長	伊藤 勝彦
10	福島地区学校保健研究会	福島第一小学校 養護教諭	藤原 あや子
11	社団法人福島市私立幼稚園協会	理事長	細谷 實
12	福島商工会議所	女性会 会長	斎藤 可子
13	ふくしま市女性団体連絡協議会	副会長	須田 英子
14	福島市町内会連合会	会 長	菅野 富美
15	福島市老人クラブ連合会	会 長	本田 忠吉
16	福島市小中学校PTA連合会	副会長	齋藤 重徳
17	福島市スポーツ推進委員会	会 長	松田 義
18	福島市食生活改善推進員協議会	会 長	関根 恵美子
19	株式会社 エス・シー・シー (シティ情報ふくしま)	編集長	廣澤 史大
20	福島市地域包括支援センター連絡協議会	保健師等部会	遠藤 経央

ふくしまし健康づくりプラン2018庁内策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふくしまし健康づくりプラン2018策定要綱第4条に規定するふくしまし健康づくりプラン2018庁内策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ふくしまし健康づくりプラン2018計画案の策定において庁内の意見を反映するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会の意見集約を補佐するため幹事会を置く。

2 幹事会は別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に健康福祉部次長、副幹事長に健康推進課長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱で定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

2 ふくしまし健康づくりプラン2013庁内策定委員会設置要綱は廃止する。

別表1（第3条関係 委員）

副市長
水道事業管理者
教育長
政策統括監兼市長公室長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民安全部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
水道局長
消防長

別表2（第6条関係 幹事会）

市長公室	広報課長
総務部	総務企画課長
	行政経営課長
	職員厚生課長
財政部	財政課長
商工観光部長	商業労政課長
	観光コンベンション推進室次長
農政部	農業振興室次長
市民安全部	生活課長
	国保年金課長
	市民協働課長
環境部	環境課長
健康福祉部長	健康福祉部次長
	地域福祉課長
	生活福祉課長
	障がい福祉課長
	長寿福祉課長
	健康推進課長
	放射線健康管理課長
こども未来部	こども政策課長
	こども育成課長
建設部	路政課長
都市政策部	都市計画課長
教育委員会	学校教育課長
	生涯学習課長
	保健体育課長
水道局	水道総務課長
消防本部	消防総務課長

「ふくしまし健康づくりプラン2018」計画策定の経過

◆福島市民の健康と生活習慣調査の実施（平成28年5月～7月）

◆福島市健康づくり推進協議会

日時	実施内容等	
平成29年 5月24日	第1回	現計画の評価
平成29年 8月28日	第2回	計画素案検討協議
平成29年10月27日	第3回	計画案協議
平成30年 2月 9日	第4回	パブリックコメント実施報告、原案協議

◆ふくしまし健康づくりプラン2018庁内策定委員会

日時	実施内容等	
平成29年 7月 3日	第1回	庁内策定委員会設置、策定要綱決定
平成29年 8月10日	第1回 (幹事会)	計画作成協議
平成29年10月20日	第2回 (幹事会)	計画素案協議
平成29年12月18日	第2回	計画案承認
平成29年12月19日	市議会	(正副議長・正副委員長) パブリック・コメント実施説明
平成30年 2月 9日	第3回 (幹事会)	パブリックコメント実施報告、原案検討
平成30年 2月22日	第3回	パブリックコメント実施報告、原案協議
平成30年 3月	市議会	(正副議長・正副委員長) パブリック・コメント実施報告、原案説明 (文教福祉常任委員会協議会) 原案説明

◆ふくしまし健康づくりプラン2018策定にかかるパブリックコメントの実施

実施期間	公表方法
平成30年1月4日～ 平成30年2月5日	市ホームページ掲載、市役所窓口（本庁、各支所、保健福祉センター等）での閲覧

平成 28 年度「福島市民の健康と生活習慣調査」結果概要

○調査目的

- (1) 市民の健康状態や健康づくりの現状などを把握する。
- (2) 「ふくしまし健づくりプラン2013」の目標達成状況を評価し数値目標などの見直しを行い、「ふくしまし健康づくりプラン2018」策定の資料とする。
- (3) 「福島市食育推進計画」における評価指標の現状把握のための資料とする。

○調査項目

項 目	調 査 種 別	
	一 般 ・ 追 跡	高 校 ・ 中 学 ・ 小 学
属 性	性別、年齢、家族構成、勤務形態	性別、学年
身体状況	身長、体重	身長、体重 (中学・高校生のみ)
受診状況	検診	
健康意識	健康観など	健康観 (中学・高校生のみ)
生活習慣	栄養、運動、休養、歯の健康、アルコール、たばこ など	栄養、運動、休養、歯の健康、アルコール、たばこ など
食育関連	食育の関心など	
震災後変化	生活習慣の変化 (栄養、運動、休養)	

○調査期間

平成 28 年 5 月 30 日～7 月 22 日

○調査対象

☆小学生～高校生

学校単位で学年を抽出し、さらにその学年の中から調査対象となる
クラスを無作為に抽出した
2,687 名
(回答者 2,594 名)

☆一般

平成 28 年 4 月 15 日現在福島市在住の 18 歳～84 歳の者のうち
地区（支所）別・各年齢層（5 歳階級）・性別に偏りが無いように人数
を按分し、住民基本台帳から無作為に抽出した
6,023 名
(回答者 3,131 名)

☆一般追跡

平成 17 年度福島市民の健康と生活習慣調査回答者のうち
対象者を各年齢層（5 歳階級）の人口分布と類似するように按分し、無作
為抽出した
1,505 名
(回答者 1,069 名)

☆回収内訳表

平成 28 年 7 月 22 日最終確定

対象者	今回 (H28)			前回 (H23)		
	依頼件数	回答件数	回答率	依頼件数	回答件数	回答率
小1～4年生	717	679	94.7%	721	703	97.5%
小5～6年生	337	326	96.7%	398	392	98.5%
中学生	639	620	97.0%	665	649	97.6%
高校生	994	969	97.5%	989	973	98.4%
一般	6,023	3,131	52.0%	6,016	3,790	63.0%
一般追跡	1,505	1,069	71.0%	1,508	1,152	76.4%
計	10,215	6,794	66.5%	10,297	7,659	74.4%

ふくしまし健康づくりプラン2018

平成30年3月発行

発行 福島市
編集 健康福祉部保健所健康推進課
〒960-8002
福島市森合町 10 番 1 号
電話 024-573-4384
FAX 024-525-5701

市ホームページ <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>



平成29年度ラジオ体操・みんなの体操会 in 十六沼公園体育館